

令和 2 年 1 2 月 2 5 日

貨物自動車運送事業者 殿

国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局長

大規模災害時における被害を踏まえたトラックの輸送力確保について

近年、多発化・激甚化する自然災害に対して、貨物自動車運送事業者は、避難所への緊急物資輸送等の被災者支援や早期の生活再建・復旧への貢献が期待されているところです。

事業者間において運転者の融通を図る場合、貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条に基づき、平時においては事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者を常時選任しておく必要があるものの、大規模災害時においては、上記規定は適応されず、臨時に必要な運転者の選任手続は不要であり、日雇いや短期雇用も可能であることを了知願います。

また、災害時に運転者の円滑な融通や円滑な輸送を図るためには、平時より事業者間で協力関係が構築されていることが望ましいことを周知願います。

なお、協力関係の具体的内容としては、適切な運行管理を行うことはもとより、運送品目や車種等が共通する事業者同士であらかじめ協定を締結しておくなどが考えられます。